

三芳町地域防災計画
事故災害対策編
令和6年度改訂

三芳町防災会議

目次

第5編 事故災害対策編.....	1
第1節 火災対策.....	1
第1 火災予防	1
第2 消防活動	5
第3 大規模火災予防	8
第4 大規模火災対策	12
第2節 危険物等災害対策.....	15
第1 危険物等災害予防	15
第2 危険物等災害応急対策	15
第3 高圧ガス災害応急対策計画	16
第4 火薬類災害応急対策計画	16
第5 毒物・劇物災害応急対策計画	17
第6 サリン等による人身被害対策計画	17
第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画.....	21
第1 基本的な考え方	21
第2 予防対策	22
第3 応急・復旧対策	25
第4節 農林水産災害対策計画.....	38
第1 凍霜害予防	38
第5節 道路災害対策計画.....	40
第1 道路災害予防	40
第2 道路災害応急対策	42
第6節 鉄道事故・施設災害対策計画.....	47
第1 鉄道事故対策計画	47

第5編 事故災害対策編

第1節 火災対策

町及び入間東部地区事務組合は、火災予防及び応急活動について、県及び関係機関と連携して次の対策を講ずるものとする。

第1 火災予防

【危機管理防災部、都市整備部、町、消防機関】

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

1. 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

ア都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大

イ市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

ウ消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

【資料 5-1】防火地域又は準防火地域の指定状況

【資料 5-2】都市防災不燃化促進事業制度フロー

2. 火災発生原因の制御

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

(ア)学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。

(イ)防火管理者を育成するため、防火管理講習の開催について、市町村を指導し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

(4) 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季

と秋季に火災予防運動を実施する。

(5) 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、他の市町村の協力を得て発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

3. 耐災環境の整備

(1) 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、殊に本県は東京都に隣接し、社会環境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

(ア) 消防団装備の機械化、軽量化

(イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置

(ウ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う

(エ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る

(オ) 団員の処遇改善

(カ) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

(2) 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(ア) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

(イ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(ウ) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

4. 消防力の強化

消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教育訓練等を通じて、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の成果をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

5. 消防計画の作成

(1) 組織

入間東部地区事務組合警防規程及び同警防対策本部設置要綱に定める。

(2) 消防団の育成・強化

消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への啓発・広報等に配慮する。

(3) 消防施設整備計画

消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり町の社会構造の変化に対処できるよう消防施設整備計画を策定する。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

(4) 調査計画

災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、管内の消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するとともに、調査を基に、構成市町と連携して管内の被害想定図の作成に取り組む。

(5) 教育訓練計画

消防組織が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要がある。教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

(6) 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の変化によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を確立する。

(7) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、入間東部地区事務組合火災警報規則等に基づき、火災警報の発令及び解除の伝達・周知方法を熟知し、徹底する。

なお、町長（本部長）は、県知事あるいは気象官署より火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認められた場合、火災警報を発令し、周知徹底を図る。火災気象通報がなされる条件を以下に示す。

ア. 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合

イ. 平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中を除く

(8) 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経

第5編 事故災害対策編 第1節 火災対策

験に基づく防御技術が高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させる。

そのほかについては、《第2部震災対策編第1章第6節出火の予防と消防活動》を準用する。

(9) 風雪水害等警防計画

風雪水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等について、調整しておく。

(10) 避難計画

震災対策編に準ずる。

(11) 救急救助計画

震災対策編に準ずる。

(12) 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、入間東部地区事務組合のみでこれに対処することができない場合等に、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

詳細は、震災対策編に準ずる。

6. 消防団及び自衛消防の充実

(1) 消防団員の確保対策

消防団員の確保のため、次の対策を推進する。

- ア. 消防団装備の機械化、軽量化
- イ. 消防ポンプ自動車等の重点配置
- ウ. 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- エ. 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- オ. 団員の処遇改善
- カ. 女性・大学生・郵便局職員・企業従業員に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

(2) 民間防火防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

ア. 民間防火防災組織の確立

自主的な防火活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自治会等コミュニティにおける自衛消防隊・民間防火組織の結成を支援するとともに、子どもなどの各年代層にあわせた意識高揚、知識普及、地域消防力の向上を図る取組みを促進する。

第5編 事故災害対策編 第1節 火災対策

イ. 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を促進する。

ウ. 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にするための諸対策を講ずるものとする。

第2 消防活動

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

1. 消防本部による消防活動

(1) 情報収集、伝達

ア. 災害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ. 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう働きかける。

(2) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(4) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

2. 他の消防機関に対する応援要請

【危機管理防災部、町、消防機関】

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、町が被災した場合、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

町長は、町が被災した場合、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認められた時は、消防組織法第44条により、緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画による。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

(エ) 町への進入経路

(オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、消防応援活動調整本部が受入体制を整える。

(ア) 応援隊の誘導方法

(イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認

(ウ) 応援隊の活動拠点の確保

3. 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、震災対策編に準ずる。

4. 消防団による消防活動【町、消防機関】

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

第3 大規模火災予防

【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、町、消防機関、道路管理者】

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

1. 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

2. 災害に強いまちの形成

震災対策編に準ずる。

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の指定の検討等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、（耐震性）貯水槽、水路等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

町は、県と協力し、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(1) 火災に対する建築物の安全化

【危機管理防災部、都市整備部、町、消防機関、事業者】

ア消防用設備等の整備、維持管理

県及び町は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。

(ア)都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大

(イ)市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(ウ)消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(エ)高層建築物等に係る防災計画指導

(2) 火災発生原因の制御

【危機管理防災部、消防機関、事業者】

ア建築物の防火管理体制

消防法施行令第1条の2の規定により学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

また、消防機関は、防火管理者を育成するため、防火管理講習を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

イ予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導するものとする。

ウ高層建築物等の火災予防対策

県及び消防機関は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、県及び消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

オ火災防御検討会の開催

県は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、町の協力を得て発生地消防関係者等による火災防御検討会を定期的で開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とするものとする。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

【危機管理防災部、都市整備部、町】

ア情報の収集・連絡体制の整備

県及び町は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ通信手段の確保

県及び町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システ

ム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び町の整備する情報連絡システムについては、「第2編震災対策編—第2章—第5情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア. 職員の体制

町、消防機関及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ. 防災関係機関相互の連携体制

入間東部地区事務組合は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、水路についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ定めておくものとする。

(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア. 訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

イ. 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(8) 避難所

町は、指定緊急避難場所、指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、あらかじめ、指定避難所の管理運営に向けて、行政区との調整や住民に対する必要な知識の普及に努めるものとする。

なお、避難所の指定については、《第2部震災対策編第2章第8節防災拠点（避難所等）の指定と整備》に定める。

4. 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

入間東部地区事務組合は、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知を図るものとする。

町は、行政区（自主防災組織）と連携して、木造密集地域等における初期消火や通報、避難行動等の防災知識について、リーフレットの配布や研修等を通して普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対し、火災報知器や消火器、避難用補助具等の住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった災害時要援護者に十分配慮し、地域において要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第4 大規模火災対策

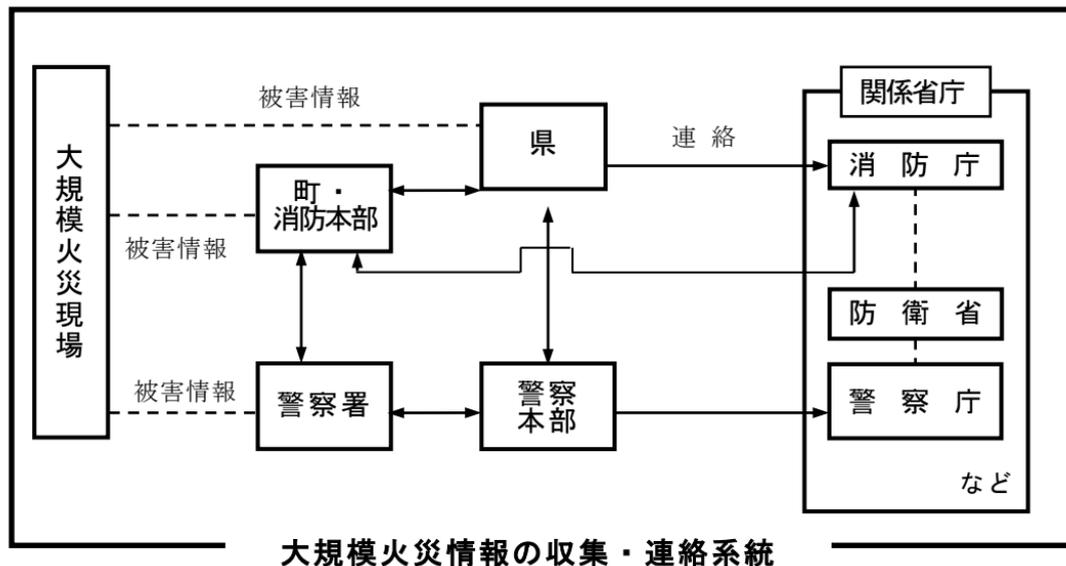
1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

イ. 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ. 応急対策活動情報の連絡

町及び入間東部地区事務組合は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、入間東部地区事務組合、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町及び消防・防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、消防・防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2. 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、大規模な火災が発生した場合には、速やかに職員の非常参集を行って災害対策本部を設置し、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

町は県に対し、災害対策本部の設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害

応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

3. 広域的な応援体制

【危機管理防災部】

知事は、町長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、町を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

4. 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

(3) 避難収容活動

震災対策編に準ずる。

(4) 施設・設備の応急復旧活動

町、県及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の応急危険度判定等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握

し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

震災対策編に準ずる。

県、町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）、X、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(6)

(7) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、被害情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(8) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第2節 危険物等災害対策

町及び消防機関は、危険物等災害について、県及び関係機関と連携して次の対策を行うものとする。この節において、危険物等とは、消防法に定める危険物第1類～第6類のほか、各法令に定める高圧ガス、鉄砲・火薬類、毒物・劇物、サリン等を言う。

第1 危険物等災害予防

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

1. 留意点

県、町は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

ア. 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

イ. 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

第2 危険物等災害応急対策

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

1. 危険物取扱施設における応急対策

入間東部地区事務組合は、震災時には危険物取扱施設の実情に応じて、以下の応急措置を行うよう指導する。また、施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

①危険物の流出及び拡散の防止

②流出した危険物の除去、中和等

③災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置

④その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

⑤避難収容活動への備え

2. 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、行政区（地域防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を促進するものとする。

第3 高圧ガス災害応急対策計画

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

1. 応急措置

(1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

(2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

エ充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(3) 知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が緊急措置命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策計画

①猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

②県、警察等と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

③埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講じさせるとともに、すみやかに警察

第5編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策

官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

また、施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

①保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

②道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

③搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊（毒劇物災害）等により対処する。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- 1 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- 2 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- 3 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。
- 4 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- 5 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- 6 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策計画

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関】

本計画は、町内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町、消防機関、警察及び防災関係機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

1. 活動体制

町は、町内で人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

2. 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

(2) 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(3) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

震災対策編に準ずる。

3. 医療救護

町内に人身被害が発生した場合、県その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、医薬品の確保等について万全を期する。

4. 汚染除去

町長は、町内に人身被害が発生した場合、県に依頼し自衛隊災害派遣要請計画により汚染除去を要請する。

5. 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、行政区（地域防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を促進するものとする。

なお、避難路の指定については、《第2部震災対策編第1章第11節避難体制の整備》に定める。

(2) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

6. 救出、救助

(1) 町

消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(2) 警察機関

警察機関は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険個所の監視警ら等を行う。

(3) 緊急消防援助隊

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の求め又は指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊（毒劇物災害）等により対処する。

(4) 医療救護

県は、県内に人身被害が発生した場合、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう町、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、特に次の項について万全を期するものとする。

ア 医薬品の確保

県（保健医療部）は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保するものとする。

イ 医薬品の緊急輸送

県は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターを活用するほか、必要に応じ自衛隊等に要請し、応急措置に支障をきたさぬよう努めるものとする。

(5) 救急搬送

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

(6) 医療機関の確保

震災対策編に準ずる。

(7) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、震災対策編に準じて汚染除去を要請する。

【資料 5-3】 自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統

(8) 避難誘導

町長、警察官等は、震災対策編に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行うものとする。

(9) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、町長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処するものとする。自衛隊または他機関への応援要請は、震災対策編に準ずるものとする。

【資料 5-4】陸上自衛隊災害派遣要請連絡系統

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1 基本的な考え方

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、住民の生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

1. 現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設がある。一方、県内には原子力災害特別措置法の規定する原子力事業所は存在しないが、町内の高速道路を核燃料物質輸送車両が通過しているため、輸送中の事故について、その対策を定める。また、埼玉県に比較的近い場所に、福島第一・第二原子力発電所（福島県）、柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）、浜岡原子力発電所（静岡県）が立地していることから、これらの施設・発電所で放射線関係事故が発生した場合の対策を定める必要がある。

なお、事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び消防はその施設数を把握している。

<浜岡地域原子力災害避難計画に基づく広域避難者一時滞在施設>

施設名称	住 所	電話番号	収容人員	備 考
中央公民館※	北永井 348-2	258-0050	50 人	要援護者優先
上富小学校	上富 1267-4	258-6808	200 人	体育館
三芳中学校	北永井 350	258-0675	200 人	体育館
三芳小学校	北永井 343	258-0674	150 人	体育館
藤久保小学校	藤久保 224-2	258-0555	150 人	体育館
唐沢小学校	藤久保 410-2	258-8900	180 人	体育館
三芳東中学校	藤久保 610-1	258-5188	210 人	体育館
藤久保中学校	藤久保 420-2	258-3232	200 人	体育館
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	258-3235	170 人	体育館

2. 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、町はその動向に注視していく。

第2 予防対策

1. 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策

【核燃料物質使用事業者】

ア核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する町地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

エ防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故による被ばくの可能性がある環境下で活動する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

オ緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

町及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア. 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、休日・夜間の場合等においても対応できる体制とする。

イ. 情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県、国その他関係機関との連携を図るものとする。

ウ. 通信手段の確保

県及び町は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備【危機管理防災部、町、道路管理者】

ア職員体制

県、町及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ防災関係機関の連携体制

県及び町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また県は、緊急消防援助隊に係る体制の強化に努める。

ウ広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

3. 緊急被ばく医療体制の整備

【危機管理防災部、保健医療部、町】

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は県と連携して、あらかじめ放射線被ばくの専門的治療が可能な医療機関について把握するよう努めるものとする。また、必要に応じて、これらの医療機関と消防機関との連携体制の確立を図る。

(2) 被ばく検査体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した際に、住民及び外部からの避難住民に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、県を通じて、あらかじめ周辺保健所における検査体制や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

(3) 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、傷病者の救急搬送や県指定の災

害拠点病院等への広域搬送等の体制整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

4. 防護資機材の整備

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関】

(1) 防護資機材の整備

町及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(2) 放射線量等の測定体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した場合に避難所となる施設をはじめとして町内各地点における空間放射線量等を測定し、広報する体制を整備するものとする。

(3) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア. 避難住民の受け入れ及び避難所の指定

放射線関係事故に対する避難所は、及び大規模な避難住民の受け入れについては、震災対策編を準用し、広域一時滞在施設は中央公民館を指定する。

イ. 住民の避難体制

住民の避難体制及び県外避難については、震災対策編を準用する。

ウ. 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、行政区（自主防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(4) 飲料水の供給体制の整備

震災対策編を準用する。特に、乳児に飲料水の供給を実施する場合は、備蓄飲料水（ペットボトル保存水）を優先的に活用するほか、県等と協議して対策を講ずるものとする。

(5) 広報体制の整備

震災対策編を準用する。

(6) 住民相談窓口の整備

【住民生活部、保健医療部、町】

県及び町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(7) 防災教育・防災訓練の実施

【危機管理防災部、保健医療部、町】

県及び町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②放射線防護に関すること。
- ③放射線による健康への影響に関すること。
- ④放射線関係事故発生時に県及び町がとるべき措置に関すること。
- ⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦その他必要と認める事項

(8) 住民に対する知識の普及

県及び町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②放射線防護に関すること。
- ③放射線による健康への影響に関すること。
- ④放射線関係事故発生時に県及び町がとるべき措置に関すること。
- ⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥その他必要と認める事項

(9) 訓練の実施と事後評価

県及び町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 応急・復旧対策

本県における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。本県を通過する核燃料物質の輸送

物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

1. 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び関係省庁などに通報するものとする。

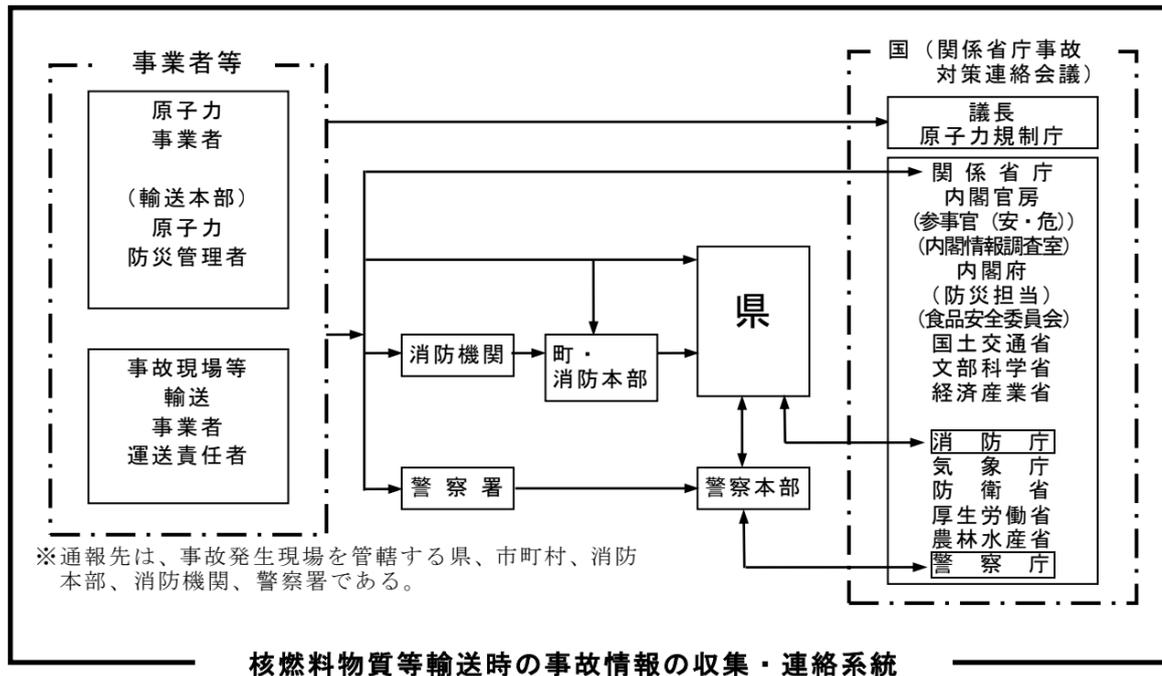
【資料5-5】特定事象通報基準（輸送時の事故）

- ①特定事象発生 の場所及び時刻
- ②特定事象の種類
- ③検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④気象状況（風向・風速など）
- ⑤周辺環境への影響
- ⑥輸送容器の状態
- ⑦被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧応急措置
- ⑨その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、町、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。



(2) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

2. 通信手段の確保【県、町】

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

3. 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

(ア)関係機関への通報・連絡

(イ)異常事態発生に伴う緊急時モニタリング

(ウ)消火及び輸送物への延焼防止

(エ)輸送物の移動

(オ)立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）

(カ)汚染の拡大防止及び除染

(キ)放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出

(ク)その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

4. 県の活動体制

(1) 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

(2) 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編震災対策編—第2章—第4—6 自衛隊災害派遣」によるものとする。

5. 町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。また、町は、必要に応じて独自の放射線量等の測定体制や健康相談体制を整える。

6. 応援要請・自衛隊災害派遣要請

町は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、他の市町村に対しても応援を求めるものとする。また、町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

7. 応援要請【県】

県は必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。

8. 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町及び消防機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、活動手順や資機材の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について職員への周知を図るものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

町及び消防機関は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

(3) 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町及び消防機関は、他市町村との応援協定に基づき、迅速な広域応援協力が得られるよう準備しておくものとする。

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

9. 原子力緊急事態宣言発出時の対応【県、町】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び町はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、10.以下の措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

10. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動【県、町】

県及び町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(2) 交通の確保【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

11. 退避・避難収容活動など

震災対策編及び風雪水害対策編に準ずる。

(1) 退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、県又は国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示等の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他災害時要援護者にも十分配慮する。

(2) 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(3) 町長による屋内退避・避難等の指示

町長は、警戒区域等を設定した場合は、警戒区域の住民に対する立ち退き避難、屋内退避対象地域の住民に対する自宅等の屋内への退避など、必要な指示をするとともに、指定避難所を開設し、避難住民を受入れるものとする。

また、必要があれば、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

知事は、町の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第2項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示することとしている。

(4) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(5) 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(6) 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(7) 災害時要援護者への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、

健康管理対策に努めるものとする。

12. 住民への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、被害情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。また、情報提供にあたっては、広報車、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）、ツイッター、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要援護者に対して十分に配慮するものとする。

町は、必要に応じ、震災対策編を準用し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(1) 住民への的確な情報の伝達

県及び町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

13. 核燃料物質等の除去等

事業者は、町並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

14. 各種規制措置と解除

【県、町、消防機関、警察本部、原子力事業者】

(1) 飲料水・食物の摂取制限等

県及び町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・食物の摂取制限等を行うものとする。

(2) 解除

町、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

15. 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

町は、県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、震災対策編を準用

し、避難所に収容した住民の登録を行うものとする
(避難者情報カードに基づく避難者名簿の作成)。

(2) 被害調査

町は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地区の住民が受けた被害を調査するものとする。

(ア) 退避・避難等の措置

(イ) 立入禁止措置

(ウ) 飲料水、食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

(3) 汚染状況図の作成

町は、県が緊急時モニタリングの結果に基づき行う被災地域の汚染状況図の作成に協力するとともに、必要に応じて独自に放射線量等の測定を行うものとする。また、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

16. 住民の健康調査等

【県、町】

県及び町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と精神の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、あらかじめ把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

17. 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡【県、町、消防機関、取扱事業者】

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、町、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

① 事故発生の時刻

② 事故発生の場所及び施設

③ 事故の状況

④ 気象状況（風向・風速）

⑤ 放射性物質の放出に関する情報

⑥ 予想される災害の範囲及び程度等

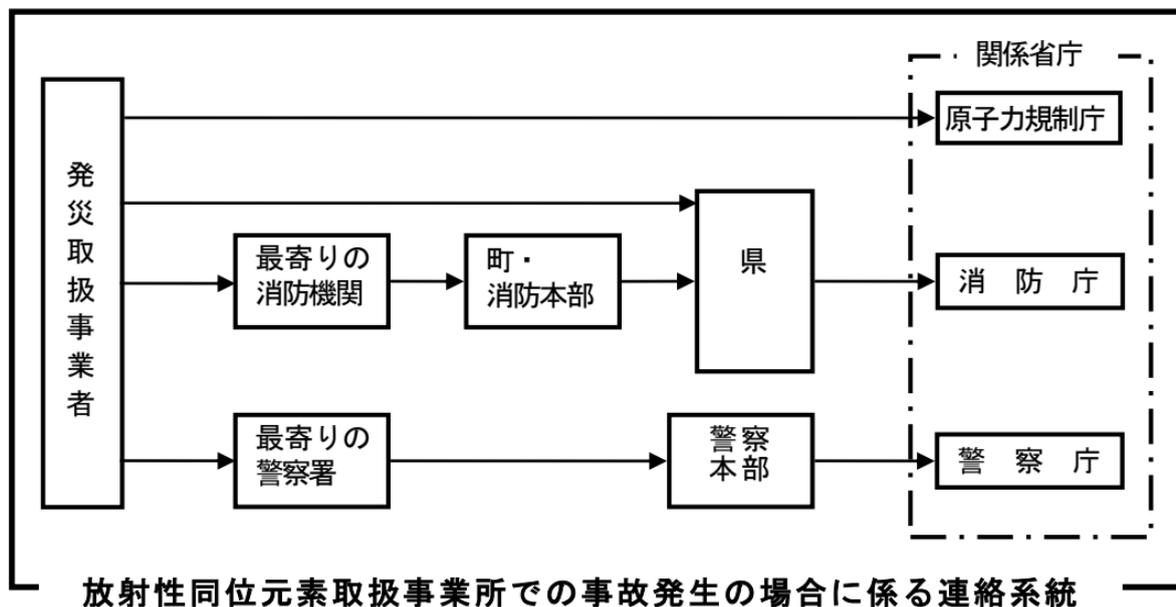
⑦ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関

等へ連絡するものとする。

(イ)放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



(ウ)放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

(エ)応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保【県、町、関係機関】

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(3) 活動体制の確立【県、町、取扱事業者】

県及び町は、本編「応急・復旧対策」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

18. 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置

等の対応を行う必要がある

(2) 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

原子力発電所事故対策については、原子力緊急事態宣言発出時の対応を準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び町、県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(3) 放射線量等の測定及び対処体制

町は県等が行う放射線対策に協力するとともに、必要に応じて、「三芳町放射線量等に関する対応方針」に基づき、次のとおり、公共施設、公共用地及び道路側溝等の空間放射線量の測定、除染等の対応を行い、住民への情報提供を行う。尚、対応方針については、国等における最新の知見を踏まえて適宜見直しを図る。

ア．学校及び保育所の給食への放射性物質の影響について測定し、適切な措置をとるとともに、保護者等への情報提供を行う。

イ．飲料水（水道水・地下水）及び農産物等の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、国・県と緊密に連携を取りながら、飲料水及び農産物等の放射性物質の測定に協力し、若しくは自ら実施する。

ウ．がれきや下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定し、適切な維持管理を図る。

エ．必要により、希望する住民に対し、消費する食品等の放射性物質のスクリーニング検査（簡易検査）を行う。

オ．住民及び他市町村からの避難住民に対し、要望に応じて外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を県に要請する。

(4) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

【資料5-6】各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

【資料5-7】原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等

【資料5-8】防護措置実施のフローの例

(5) 放射線量等の測定体制の整備

ア住民及び他県からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定【保健医療部】
県は、住民及び他県からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばく程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

イ 空間放射線量の測定体制の整備【総務部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、教育局】

県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、住民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県内における放射線量の分布を把握するものとする

ウ飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備【農林部、企業局、町】

県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、住民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて第6編第3節第3-14の摂取制限等を行うものとする。

エ浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備【企業局、下水道局】
県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適

切な管理を行うものとする。

19. 他県からの避難住民の受入れについて

他市町村において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては、《第2編、第4章、第2節広域災害応援》を準用する。

第4節 農林水産災害対策計画

【農林部、町、農業協同組合関係団体】

第1 凍霜害予防

【農林部、町、農業協同組合関係団体】

凍霜害による茶の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、茶園の凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定める。

1. 実施計画

(1) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

凍霜害防除対策は、次のとおり関係機関が一体となり密接に連携して行うものとする。

ア 生産振興課

凍霜害防除体制及び被害後の技術対策等について企画立案にあたる。

イ 茶業研究所

凍霜害防除技術及び被害後の技術対策の樹立及び指導にあたる。

ウ 農林振興センター

管内の関係機関、町及び団体と連絡を密にし、凍霜害の防除体制、情報の伝達、被害後の技術対策等の指導、推進にあたる。

エ 町

管内の農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

オ 農業協同組合等関係団体

町と一体となって次の事項を行う。

(ア)凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ管内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。

また、凍霜害の常習地帯においては、管内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。

(イ)気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように務めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

2. 霜注意報等の伝達

生産振興課及び茶業研究所は、凍霜害の発生が予想される期間中凍霜害担当者を定め、関係機関への霜注意報等の伝達にあたる。

3. 生産振興課

(ア)霜注意報等の伝達を受けた場合は、直ちに茶業研究所に伝達する。

なお、霜注意報が発表された場合、県（災害対策課）は、防災行政無線システムにより町にこれを伝達することとしている。

(イ)土曜日、日曜日、祭日並びに平日の午前8時30分～午後5時15分以外の時間に霜注意報が発表された場合、生産振興課凍霜害担当者は、これを茶業研究所の凍霜害担当者に伝達

第5編 事故災害対策編 第4節 農林水産災害対策計画

する。

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落、路面下空洞等による道路構造物の被害の予防、危険物を積載する車輛の転倒及び危険物の流出等の大規模事故が発生した場合等の災害の拡大防止等、道路災害の対策について定める。

県では、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

1. 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者（以降、町道、県道、国道、高速道路等の道路管理者を含む）は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者へ災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(2) 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者へ交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(3) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者へ広報するものとする。

【資料 5-9】異常気象時通行規制区域及び道路通行規制基準

【資料 5-10】特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(4) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

- ①道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ②道路における災害を予防するため、必要な施設の整備、維持補修及び長寿命化を図る。
- ③道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を

行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(5) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2. 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備【県、町、道路管理者】

県、町及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

(2) 通信手段の確保【県、町】

県及び町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。なお、県及び町の整備する情報連絡システムについては、「第2編震災対策編－第2章－第5情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

3. 災害応急体制の整備

(1) 災害応急体制の整備

町及び道路管理者は、災害の状況に応じた職員出動体制（〇〇事故対策本部等の組織横断的体制を含む1次体制、2次体制等）を、予め計画するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の参集体制の整備に際しては、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制【県、町、消防機関】

県及び町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

(3) 関係機関との連携

町は、県や東日本高速道路(株)関東支社所沢管理事務所等道路管理者、消防、警察等関係機関との間において、情報の収集・連絡体制を整備し、災害時に迅速な復旧活動が実施できるよう、平時から連携を強化しておくものとする。その際、休日・夜間の場合等においても対応できる体制とする。

4. 緊急輸送活動体制の整備

(1) 県、町、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編震災対策編-第2章-第3交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、町及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

(2) 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連携強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

5. 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

【県、町】

県及び町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1. 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、県、国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。町は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、県、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。

2. 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

(1) 道路管理者

道路管理者は、被害状況を県、町、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

(2) 県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

(3) 町

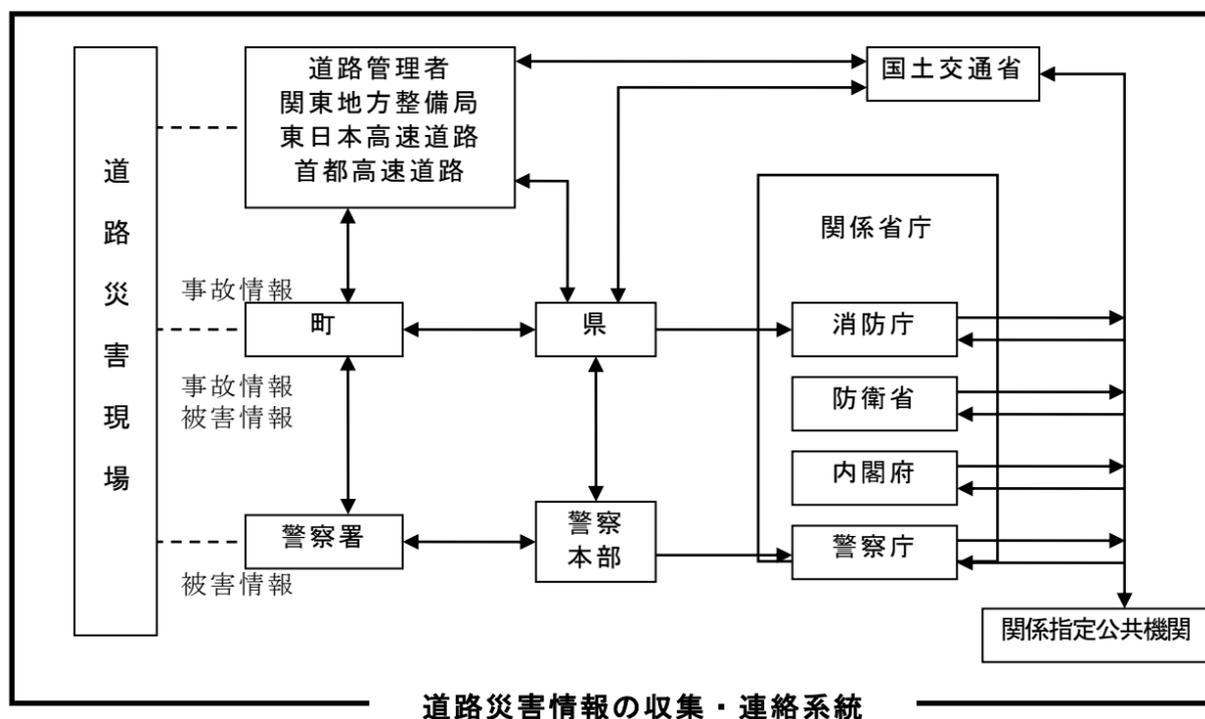
町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

(4) 警察

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

3. 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



4. 応急対策活動情報の連絡(ア)道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

(1) 県

県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を町に連絡するとともに、国（国土交通省・

消防庁)に応急対策活動の実施状況等を随時連絡するものとする。

(2) 町

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(3) 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

5. 町の活動体制

町は、発災後速やかに災害の状況に応じた職員の参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(1) 応援要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援要請及び自衛隊の派遣要請を行うものとする。

6. 消火活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

8. 危険物の流出に対する応急対策

以下に記述するほか本部第2節「危険物等災害対策」を準用する。

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

9. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

10. 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、被害情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、広報車、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）、X、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

そのほか、情報提供の手段・方法については、震災対策編に準ずる。

町は、必要に応じ、《第2部震災対策編第1章第23節被災者支援事務》を準用し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(1) 住民への的確な情報の伝達【県、町】

県及び町は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積

極的に伝達するものとする。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応【県、町】

県及び町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

11. 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関、東日本旅客鉄道(株)大宮支社、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、東日本旅客鉄道(株)八王子支社、秩父鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)】

本計画は、埼玉県の地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

【資料 5-11】 県内鉄道路線図

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第1 鉄道事故対策計画

1. 事業者等の活動体制【鉄道事業者】

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2. 町の活動体制

町は、鉄道事故が発生した場合においては、法令、町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

3. 応急措置

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関、鉄道事業者】

鉄道事故発生時の応急措置は、震災対策編の各項に定める応急対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

ア 県

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。

(ア)ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁に送り、応急対策活動に活用する。

(イ)現地調査班の派遣現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部(県庁)及び現地災害対策本部支部(地域機関)の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査

班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

イ 町

町は、域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して、すでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、震災対策編に準ずる。

ウ 警察

震災対策編に準じた情報収集活動を行う。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、震災対策編に準じ、避難の指示を行う。

(4) 救出、救助

震災対策編に準ずる。

ア 町

(ア)事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(イ)協力者の動員を行う。

イ 警察

(ア)警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。

(イ)警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行うものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編震災対策編－第2章－第4節応急対応力の強化 5 自衛隊に対する災害派遣要請」に、又他機関への応援要請は「同6 行政機関に対する支援要請」に準ずるものとする。

(7) 医療救護

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、震災対策編に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう町、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。